

生駒市教育委員会規則第 10 号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「450 円」を「490 円」に、「11,300 円」を「12,300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る預かり保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。